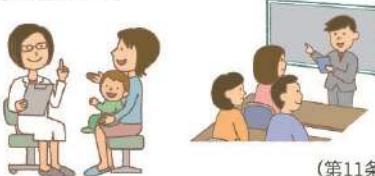


// 健幸づくりの推進 //

からだ の健康を通じた健幸づくり

- (1) 生活習慣病予防等のための知識の普及及び啓発に取り組みます。
- (2) 健康診査、がん検診等、予防接種及び保健指導に取り組みます。



(第11条)

歯と口腔 の健康を通じた健幸づくり

- (1) う蝕(むし歯)及び歯周病の予防、口腔機能の維持及び向上、歯科口腔保健に係る知識の普及及び啓発に取り組みます。
- (2) 歯科健康診査及び歯科保健指導に取り組みます。
- (3) 歯科口腔保健の観点からの生活習慣病予防等に取り組みます。



(第12条)

食 を通じた健幸づくり

- (1) 生活習慣病予防のための食に関する知識の普及及び啓発に取り組みます。
- (2) 食生活改善及び食育の推進に関するこに取り組みます。



(第13条)

運動 を通じた健幸づくり

- (1) 生活習慣病予防のための運動に関する知識の普及及び啓発に取り組みます。
- (2) 運動を継続して行うことができる環境の整備に取り組みます。



(第14条)

こころ の健康を通じた健幸づくり

- (1) こころの健康の保持増進に関する知識の普及及び啓発に取り組みます。
- (2) こころの健康に関する相談及び支援に取り組みます。



(第15条)

健幸づくりを社会全体で推進

- (1) 協働による健幸づくりの推進に取り組みます。
- (2) 人とのきずなを感じる居場所づくり及び生きがいにつながる地域活動の推進に取り組みます。
- (3) 市民の多様な個性を尊重し、誰もが社会参加できる環境の整備に取り組みます。



(第16条)

詳細は岩倉市のホームページをご覧下さい。

岩倉市健幸づくり条例

検索



健康課（岩倉市保健センター） ☎0587-37-3511



健幸都市宣言のまち 岩倉市健幸づくり条例

生涯にわたって健やかに自分らしく幸せに暮らし続けることは、市民にとって共通の願いです。この条例は、市民の主体的な健幸づくりを支援するとともに、市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者が互いに連携し、協働により社会全体の取組として健幸づくりを推進し、「健幸都市いわくら」を実現するために制定しました。



健やかで幸せな暮らし

協働による健幸づくり

社会全体で健幸づくりを支える

健幸づくりって？

「健幸づくり」は、生涯にわたり心身ともに健やかで、自分らしく生き生きと幸せに暮らすために取り組むことです。「健幸」は、「健康で幸せ」な状態を表す造語です。

目 的 基本理念、役割及び施策の基本となる事項を定め、「健幸都市いわくら」の実現を目的としています。(第1条)

定 義 健幸づくり、健康、協働等の用語を定義しています。(第2条)

基本理念 健幸づくりを推進するために、次の2つを基本理念としています。(第3条)

(1) 市民が心身の状態をより良くするよう、主体的に取り組むこと。

(2) 市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者及び市が、相互に連携を図りつつ、市民の個性を尊重し、協働により推進すること。

岩倉市